

「熊本県地域生活定着支援センター」設置・運営要綱

1 目的

高齢であり、又は障がい有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院を指す。）退所予定者について、本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所等と協働して進める役割を担う「熊本県地域生活定着支援センター（以下「センター」という）」を設置し、司法と福祉が連携して、矯正施設退所者等の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

熊本県は、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO 法人等）に、センターの運営を委託する。

なお、委託期間は、1年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）以内とするが、業務処理状況が良好である場合は、予算の範囲内で同一の団体に引き続き委託することができる。ただし、その場合でも、初回委託初日から3年度を超えない範囲とする。

3 事業内容

センターは、県内の保護観察所と連携して、① 退所後に必要な福祉サービス等ニーズの把握、帰住予定地のセンターとの連絡等の事前調整を行う、矯正施設所在地において果たす役割と、② 退所予定者の福祉サービス等利用の受入調整を行う帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つものとし、次の事業を行う。

ア 保護観察所からの依頼を受けて、保護観察所と共に矯正施設内で対象者と面接し、退所後に必要となる福祉サービス等の聞き取りを行う。

イ 保護観察所からの依頼に基づき、対象者が退所した後に円滑に福祉サービス等を受けられるようにするための調整に関する計画（福祉サービス等調整計画）を作成し、保護観察所に提出する。

ウ 帰住予定地が熊本県内である場合は、必要となる福祉サービス等（※）の申請の事前準備を支援するとともに、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームや社会福祉施設など退所後の受入先を探す。

なお、他の都道府県のセンターから熊本県内に帰住予定の対象者がいる旨の連絡が入った場合も同様とする。

エ 帰住予定地が他の都道府県である場合は、当該他の都道府県のセンターに連絡し、対応を依頼する。

オ 上記ウで受入先施設等が確保されたことにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。

カ 懲役若しくは禁固の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に

応じて、助言その他必要な支援を行う。

キ センター、保護観察所、受入先となる関係機関等による連絡協議会等において、情報交換、対象者の退所後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。

ク 情報発信

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める。

(※) 主な福祉サービス等

[高齢者]

老齢年金等、生活福祉資金、介護保険制度、医療保険制度等

[障がい者]

障害年金等、生活福祉資金、障害者手帳、障害保健福祉制度、医療保険制度等

4 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は4名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

5 対象者

- (1) 高齢であり、又は障がいを有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者。
- (2) センターが相談に応じた矯正施設退所者等で、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

6 実施上の留意事項

秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者とは十分相談の上、情報を取り扱うこと。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月13日から施行する。